



2024年度「大綱」、提示される！④

29号からの「大綱」の続きです。

令和6年度小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与改定等の大綱について

Ⅷ 早期希望退職の実施

- 1 実施時期 令和6年度
- 2 退職期日 令和7年3月31日
- 3 対象者 退職日現在45歳以上57歳未満の正規教職員
- 4 退職手当の特例措置 早期希望退職に応募し認定を受けた教職員の退職手当について、次の特例措置を講ずる。  
 (1) 定年退職手当率の適用年齢を45歳に引き下げる。  
 (2) 勤続期間20年以上の教職員について退職手当の加算を行う。加算は退職時の年齢が45歳の者を45%とし、以後1年につき3%の割合で逡減し、56歳の者で12%とする。
- 5 応募に対する認定方法  
 実施要項により募集期間その他応募に係る手続きを周知し、期間中になされた応募に対して、不認定事由に該当する場合を除き認定を行う。ただし、認定後に失効事由に該当した場合は、認定の効力を失う。
- 6 その他 令和7年度に実施する場合の対象者は、退職日現在50歳以上57歳未満の教職員とする。

Ⅸ 被服貸与基準の改正

- 1 被服貸与基準の改正 別紙3のとおり、基準を改正する。
- 2 実施時期 令和7年4月1日とする。

Ⅹ 会計年度任用職員の給料及び報酬の改定

- 1 給料及び報酬の改定 各給料表の改定に伴い、会計年度任用職員の給料及び報酬を同様に改定する。
- 2 実施時期  
 (1) 令和6年冬季の期末手当の支給対象職員 令和6年4月1日とする。  
 (2) 令和6年冬季の期末手当の支給対象職員以外の職員 令和6年12月1日とする。

Ⅺ 令和6年度冬季及び令和7年度夏季の期末・勤勉手当

- 1 令和6年度冬季の期末・勤勉手当について
 

(1) 再任用教職員以外の教職員	期末手当	基準月収の1.275月分の額
	勤勉手当	基準月収の1.075月分の額
	合計	基準月収の2.35月分の額
(2) 再任用教職員	期末手当	基準月収の0.7125月分の額
	勤勉手当	基準月収の0.5125月分の額
	合計	基準月収の1.225月分の額
(3) 会計年度任用職員	期末手当	基準月収の1.275月分の額
	勤勉手当	基準月収の1.075月分の額
	合計	基準月収の2.35月分の額
(4) 支給日	令和6年12月10日(火)	
- 2 令和7年度夏季の期末・勤勉手当について
 

(1) 再任用教職員以外の教職員	期末手当	基準月収の1.25月分の額
	勤勉手当	基準月収の1.05月分の額
	合計	基準月収の2.30月分の額
(2) 再任用教職員	期末手当	基準月収の0.70月分の額
	勤勉手当	基準月収の0.50月分の額
	合計	基準月収の1.20月分の額
(3) 会計年度任用職員	期末手当	基準月収の1.25月分の額
	勤勉手当	基準月収の1.05月分の額
	合計	基準月収の2.30月分の額
(4) 支給日	令和7年6月30日(月)	

北九州市教組は、北九州市の全ての教職員のため！



北九州市教組は当局との6回の交渉の後、「大綱提示」を受け、提示後4回の交渉を行う予定です。昨年度に引き続き、大幅なベースアップは要求通りでした。地域手当は3%が4%に改正されますが、経過措置がとられ実施時期は明確ではありません。交渉の中で、人事評価の課題、業務改善、人員確保、事務職員の権利拡大や事務補助の問題、会計年度任用職員の病休の有給化なども強く訴えています。「扶養手当の見直し」についても「配偶者に係る手当の廃止」について、反対の意見を述べてきました。市教組は北九州市の全ての教職員のため、働きやすく、働きがいのある職場になるよう当局との交渉をさらに重ねていきます。